

## 豊寿大学入学・開講式6人が新入学



4月23日、平成24年度豊寿大学入学・開講式がえる夢館で行われました。

今年は、6人の新入学生を迎え、文学科や器楽科、社交ダンス科など10の学科で109人の学生が、生きがいのある生活づくりや社会参加のための学習を行います。

学長の菅原教育長は、あいさつの中で「豊寿大学の活動を通して今まで培ってこられた貴重な知識や経験を、今後のまちづくりのために発揮して下さるよう期待します」と述べました。

式の後、オリエンテーションが行われ、1年間の活動計画などを確認し、午後から各学科に分かれて1回目の活動を行いました。

## 創意工夫で文部大臣表彰



町の誘致企業アイシン精機（株）豊頃試験場で働くエフティテクノ（株）（愛知県豊田市）社員の石田克彦さんが、今年度の科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞を受賞しました。

試験場内では森林保護を目的に定期的な木の間伐を行っていましたが、廃木材の処理や効率のよい間伐作業が課題でした。

石田さんは、廃耕うん機と車両・台車部品を利用した移動式木粉碎撒き機を考案し、間伐した木を小さな木片にし防草材として再利用するなどにより有効活用が可能になりました。

4月24日に役場応接室で伝達式が行われ、宮口町長から表彰状とメダルが手渡されました。

## 漁協青年部直販まつり



4月22日、大津漁協青年部（前川幸大部長）主催の第7回「直販まつり」が大津漁協荷捌所で行われ、大津前浜沖でとれた「安心・安全・そして安い」新鮮な魚介類を求めて、町内外から約300人が訪れました。

このイベントは平成18年から始まり、毎年この時期に行なわれています。今年は先着30人限定の特売セット（ホッキ・タコ足・エゾバイ・灯台ツブ）は早々に売り切れ、活ホッキや活ツブ、柳ダコなど、人気の活魚介類も飛ぶように売れていました。また、会場ではカジカ汁が振る舞われたほか、JA豊頃町青年部による牛乳の無料提供や町商工会青年部なども協力して抽選会も行われました。

## はるにれToyokoroオープン



4月23日、地域密着型介護老人福祉施設「はるにれToyokoro」がオープンしました。

町内在住者に限って入居希望者を募集しており、募集人数は29人で、完全個室。

各個室には車椅子対応の洗面台やタンスを設置しており、プライバシーに配慮したゆとりのある8畳程度の空間となっています。

開所セレモニーには関係者約70人が出席し、施設の開所を祝いました。

宮坂建設株式会社から社会福祉法人豊頃愛生協会へ記念品の贈呈が、また豊頃愛生協会より、設計にあたった株式会社サン設計事務所、施工にあたった宮坂建設株式会社に感謝状が贈呈されました。

## 国民年金からのお知らせ ～保険料の納付に困ったらご相談ください～

## 保険料の未納と免除では、年金に大きな差！

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなることや、万が一のときに障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい場合は、下記の①～③の申請をしましょう。

## ① 納付が困難な人の免除制度

免除制度には、保険料の納付が困難な場合に、申請して承認されると免除される「申請免除」と、生活保護を受けている人や障害年金受給者などに該当する人が届け出ることによって免除となる「法定免除」の2種類があります。

申請免除は、本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合、所得に応じて保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除となります。

なお、所得が基準を超えていても失業、倒産、事業の廃止、天災などの理由により免除が承認される場合がありますので、納付が困難な人は、ご相談ください。

## ●免除の対象となる前年所得の目安

| 扶養人数             | 全額免除             | 一部納付             |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                  |                  | 1/4納付            | 半額納付             | 3/4納付            |
| 3人扶養<br>(夫婦・子2人) | 162万円<br>(257万円) | 230万円<br>(354万円) | 282万円<br>(420万円) | 335万円<br>(486万円) |
| 1人扶養<br>(夫婦のみ)   | 92万円<br>(157万円)  | 142万円<br>(229万円) | 195万円<br>(304万円) | 247万円<br>(376万円) |
| 扶養なし             | 57万円<br>(122万円)  | 93万円<br>(158万円)  | 141万円<br>(227万円) | 189万円<br>(296万円) |

※一部納付は社会保険料控除等の控除額によって変わります。なお、( )内は給与収入額の目安です

## ② 30歳未満の人の若年者納付猶予制度

同居している世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得が一定以下または失業などにより保険料の納付が困難な人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は全額免除と同じです。

## ③ 学生のための学生納付特例制度

本人の前年所得が一定以下で、大学・短大・高等学校・専修学校・各種学校等の学校に在学する人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は半額免除と同じです。

| 未納の場合 | 資格期間に入りません。                       | 年金を受けるための資格期間には？      | 資格期間に入ります。                   | 免除・猶予の場合 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------|----------|
|       | 年金額に反映されません。                      | 受け取る年金額は？             | 免除を受けた期間の年金額は、免除区分に応じ反映されます。 |          |
|       | 2年を過ぎると納められませんが、年金を受けられない場合もあります。 | 後から保険料を納めることは？        | 10年以内なら納めることができます。           |          |
|       |                                   | 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは？ | 保険料を全額納めたときと同じ扱いになります。       |          |

| 平成24年度分の申請手続きに必要なもの | (1) 「年金手帳」等基礎年金番号がわかるもの<br>(3) 平成23年中の所得証明（豊頃町に申告済みの場合は不要）<br>(4) ③の「学生納付特例」の申請には「在学証明書」か「学生証」の写し<br>(5) 失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格証」「離職票」等 | (2) 印鑑 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|                     |                                                                                                                                         |        |

| 申請期間 | (1) ①「免除」と②「若年者猶予」（各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。）<br>・平成23年度分⇒平成24年7月31日までに申請してください。<br>・平成24年度分⇒平成24年7月1日から平成25年7月31日までに申請してください。<br>(2) ③「学生納付特例」（保険料の対象期間は平成24年4月から平成25年3月までです。）<br>・平成25年5月1日までに申請してください。 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                                                                                                                                                                                                          |

※すでに納付した保険料は、免除の対象にはなりません。

問 合 せ 先

帯広年金事務所 ☎ 0155 (25) 8113  
役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213